

議案第 54 号

杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和8年3月25日

提出者 杉並区教育委員会
教育長 渋谷 正宏

(提案理由)

生理休暇の名称を改める等の必要がある。

杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月 日

杉並区教育委員会教育長 渋谷 正 宏

杉並区教育委員会規則第 号

杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成12年杉並区教育委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「100分の120」を「100分の118.75」に、「100分の137.5」を「100分の136.25」に改め、同項第2号中「100分の60」を「100分の58.75」に、「100分の68.75」を「100分の67.5」に改める。

第5条第1項第18号中「生理休暇」を「健康管理休暇」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 令和8年6月に支給する勤勉手当に関する欠勤等日数の算定については、令和7年12月2日から令和8年6月1日までの間に取得された改正前の第5条第1項第18号に規定する生理休暇（杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年杉並区条例第18号）第19条第1項の規定により給与額が減額される期間に限る。）は、改正後の第5条第1項第18号に規定する健康管理休暇（同条例第19条第1項の規定により給与額が減額される期間に限る。）とみなす。

杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
(支給割合) 第4条 条例第30条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。 (1) 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前三任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 100分の118.75（条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては100分の136.25） (2) 定年前三任用短時間勤務職員 100分の58.75（条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては100分の67.5） 2及び3 略 (欠勤等日数) 第5条 前条第1項及び第3項の欠勤等日数は、勤務期間中の次に掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに、当該欠勤等の期間から週休日等を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第10号から第12号までに掲げる期間にあつては3分の2日とし、第16号に掲げる期間にあつては2日とする。）として換算した日数（1日（第10号から第12号までに掲げる期間にあつては、3分の2日）未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数）を合計した日数とする。 (1)～(17) 略 (18) 勤務時間条例第17条第1項に規定する健康管理休暇により勤務しない期間（条例第19条第1項の規定により給与が減額される期間に限る。）	(支給割合) 第4条 条例第30条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。 (1) 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前三任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 100分の120（条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては100分の137.5） (2) 定年前三任用短時間勤務職員 100分の60（条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては100分の68.75） 2及び3 略 (欠勤等日数) 第5条 前条第1項及び第3項の欠勤等日数は、勤務期間中の次に掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに、当該欠勤等の期間から週休日等を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第10号から第12号までに掲げる期間にあつては3分の2日とし、第16号に掲げる期間にあつては2日とする。）として換算した日数（1日（第10号から第12号までに掲げる期間にあつては、3分の2日）未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数）を合計した日数とする。 (1)～(17) 略 (18) 勤務時間条例第17条第1項に規定する生理休暇により勤務しない期間（条例第19条第1項の規定により給与が減額される期間に限る。）

新	旧
(19)及び(20) 略 2～7 略	(19)及び(20) 略 2～7 略